

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 7月20日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名)

9番 石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第13号 農地法第5条の規定による届出について
第5	議案第26号 賃貸借の合意による解約について
第6	議案第27号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
第7	議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第29号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第7回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第7回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか出席下さいましてありがとうございます。7月に入りましてぐずついた天気が続いておりましたけれども、農産物は概ね順調に生育しているのではないかと思います。まもなく麦の収穫、たまねぎの収穫も始まろうとしている訳ですが、このまま安定した天気が続き、収穫作業が順調にいくように願いたいと思います。またコロナウイルスは、東京では再び拡大していますし、九州・中国地方の記録的豪雨が深刻な被害になっているようでございますけれども、一刻も早い収束、復旧の日を願いたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願います。

議長： ただいまの出席委員は、10名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に 5番 西原委員、6番 金一委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 日程第4 報告第13号「農地法第5条の規定による届出について」を議題
といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：事務局次長

議 長：事務局次長

事務局： それでは、報告第13号「農地法第5条の規定による届出について」報告申
し上げます。今回の届出は1件です。議案書に基づいて説明させていただきます。

番号7

貸主 相生●●番地 ●●

借主 札幌市●●番地 ●●

申請地 所在 相生●●番の内 公募 牧場 現況 畑

面積 27,723㎡の内4 契約種類 賃貸借 農振区分 農業振興区域
転用目的 電気通信設備 申請理由 該当付近における携帯電話サービスの
品質向上を図る必要性が認められるため。

位置図につきましては、次のページに添付しております。以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第13号について、ご意見ご質問ありましたらお願
いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第13号については、報告のとおりご了承
願います。

議 長： 続きまして日程第5 議案第26号「賃貸借の合意による解約について」を
議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第26号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。
合意解約は2件ございます。

番号7

賃貸人 美幌町字●●番地 ●●

賃借人 東岡●●番地 ●●
土地の所在 東岡●●番 外1筆 地目 畑
合計面積 66,421㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成30年12月1日 終期 令和5年11月30日
全契約地 66,421㎡
合意解約が成立した日 令和2年7月8日

番号8

賃貸人 江別市●●番地 ●●
賃借人 沼沢●●番地 ●●
土地の所在 沼沢●●番 外1筆 地目 畑
合計面積 3,000㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成30年1月1日 終期 令和2年12月31日
全契約地 3,000㎡
合意解約が成立した日 令和2年7月10日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第26号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。
これより議案第26号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第6 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」をご説明します。今回の要請は農地中間管理機構による買入が必要と認められますので、津別町長に対し買入協議の通知を要請するものです。

番号1

所有権移転のあっせん申出者

新町●●番地 ●●

土地の所在 上里●●番 外7筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 152,483㎡

利用調整上特に問題となった事項

受け手は規模拡大を目指し取得を希望したが、売買価格が高額なため、利用調整が成立しなかった。

次のページに位置図を添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第27号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第27号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

今回の案件は所有権移転2件でございます。議案書に基づいて説明申し上げます。

所有権の移転

番号11

譲渡人 美幌町字●●番地 ●●

譲受人 東岡●●番地 ●●

土地の所在 東岡●●番 外7筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 77,872㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地の引渡し時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 496,231㎡ 10a当り ●●円

申請理由

譲渡人 農地の有効利用のため 譲受人 農業経営規模の拡大

番号12

譲渡人 江別市●●番地 ●●

譲受人 沼沢●●番地 ●●

土地の所在 沼沢●●番 外1筆 地目 公募・現況 記載の通りです。

合計面積 10,132㎡の内3,000㎡

利用状況 普通畑 契約種類 売買 土地引渡しの時期 許可後

価格 ●●円 移転後経営面積 485,284.01㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため 譲受人 農業経営規模拡大のため
10a当り ●●円

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確定しております。農地所有適格法人以外の法人等の賃借の場合にも該当しておりません。

位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上で説明終わります。

議長： 説明が終わりました。議案第28号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第28号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第29号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第29号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。今回は所有権移転の申請は1件です。議案に基づいて説明いたします。

番号19

所有権の移転をする者 新町●●番地 ●●

所有権の移転を受ける者 上里●●番地 ●●

所在 上里●●番 外18筆 地目 畑

合計面積 176, 141.52㎡ 種類 所有権 内容 普通畑

所有権の移転時期 令和2年5月1日 対価 ●●円

10a当り 29,000円 成立する当事者間の法律関係等 売買

位置図は次のページに添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第29号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第29号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 13時 47分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

議長

令和元年 月 日

署名委員

令和元年 月 日

署名委員